

認知症との共生社会の実現を求める意見書

認知症の高齢者が2025年には約700万人になると想定されている現実に対して、国民が認知症に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に向かって努力していくことや、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進するための「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が2023年6月に成立しました。

認知症の人が生活上の困難が生じた場合でも、重症化を予防しつつ持てる力を生かしながら、周囲や地域の理解と協力の下、本人が希望を持って地域の中で尊厳が守られ、自分らしく暮らし続けることができる社会への認知症施策を、国と地方が一体となって更に進めて行くときです。

よって政府に対して、認知症との共生社会の実現に必要な予算措置も含め、行政の体制を一層強化し、認知症との共生社会を一刻も早く各地域で実現するため、下記事項の取り組みを強く求めます。

記

1. 認知症の本人が認知症であることを隠すことなく、朗らかに日常を続けられる様に、認知症に対する偏見や差別を解消し、基本的人権に根差した認知症観の確立や、国民の学習環境の整備など、省庁横断的な取り組みの推進に総力を挙げることに。
2. 地方自治体における都道府県認知症施策推進計画・市町村認知症施策推進計画の策定において、今までの延長ではなく、共生社会の実現に向けた統合的かつ連続的な計画の策定を可能にする専門人材の派遣など、適切な支援を行うこと。また、各自治体が主体的に実効性の高い施策を自在に展開するために、自由度の高い事業展開と予算措置のあり方を検討すること。
3. 若年性認知症の人などの就労や社会参画を支える体制整備を進めるとともに、働きたい認知症の人の相談体制を充実し、社会の一員として安心して生活できるよう、事業者も含めた社会環境を整備すること。
4. 独居や高齢者のみの世帯が急増する中で、一つの事業所で相談から訪問介護、通所、ショートステイまで、一人一人の状態の変化に応じて継続的に対応できるオール・イン・ワンのサービス事業を整備すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和5年12月20日

摂津市議会